

一般社団法人ジャパンラグビーリーグワン

実行委員会規程

第1条〔目的〕

本規程は、一般社団法人ジャパンラグビーリーグワン（以下「JRLO」という）規約第6条第3項に基づき、実行委員会の組織、権限および運営等に関する事項について定める。

第2条〔実行委員〕

- （1） 会員チーム（JRLO 規約に定める定義による）は、その運営全体に責任を持つ代表者1名を、実行委員候補者として指名し、JRLO に届け出なければならない。なお、実行委員候補者は、原則として常勤でなければならない。
- （2） 前項に基づき会員チームから届け出がなされた実行委員候補は、理事会の承認により、JRLO の実行委員に選任される。
- （3） 前項に基づき選任された実行委員は、本規程に基づき開催される実行委員会に出席する義務を負う。

第3条〔構成〕

- （1） 実行委員会の構成は次のとおりとする。
 - ① JRLO が別途定める公式戦実施要項におけるディビジョン 1（以下「DIVISION 1」という）に関する意思決定を行うための実行委員会（以下「DIVISION 1 実行委員会」という）
 - ② JRLO が別途定める公式戦実施要項におけるディビジョン 2（以下「DIVISION 2」という）に関する意思決定を行うための実行委員会（以下「DIVISION 2 実行委員会」という）
 - ③ JRLO が別途定める公式戦実施要項におけるディビジョン 3（以下「DIVISION 3」という）に関する意思決定を行うための実行委員会（以下「DIVISION 3 実行委員会」という）
- （2） JRLO が必要と認めるときは、前項に定める各実行委員会の合同の実行委員会（以下「合同実行委員会」という）を開催することができる。
- （3） 各実行委員会を構成する委員は次の通りとする。
 - ① DIVISION 1 実行委員会：専務理事および DIVISION 1 に参加する会員チームから指名され、実行委員に選任された者（以下「DIVISION 1 実行委員」という）
 - ② DIVISION 2 実行委員会：専務理事および DIVISION 2 に参加する会員チームから指名され、実行委員に選任された者（以下「DIVISION 2 実行委員」という）
 - ③ DIVISION 3 実行委員会：専務理事および DIVISION 3 に参加する会員チームから指名され、実行委員に選任された者（以下「DIVISION 3 実行委員」という）
 - ④ 合同実行委員会：専務理事、DIVISION 1 実行委員、DIVISION 2 実行委員および DIVISION 3 実行委員

第4条〔実行委員の任期〕

- (1) 実行委員は、JRLO の事業年度ごとに改選されるものとする。
- (2) 実行委員は、原則として任期途中において変更することはできない。ただし、やむを得ない事由があるものとして会員チームが届出をし、かつ理事会の承認を得た場合は、この限りではない。
- (3) 実行委員は再任することができる。実行委員が選任された事業年度の最後に開催される理事会において別段の決議がなされなかった場合は、当該実行委員は、翌事業年度についても再任されたものとみなす。

第5条〔開催〕

- (1) DIVISION 1 実行委員会、DIVISION 2 実行委員会および DIVISION 3 実行委員会は、原則として毎月1回開催し、その他必要があるごとに随時開催するものとする。
- (2) JRLO は、DIVISION 1 実行委員会、DIVISION 2 実行委員会および DIVISION 3 実行委員会に代えて、合同実行委員会を招集することができる。
- (3) 各実行委員会は電話、インターネット等の通信回線を使用した会議として開催することができる。ただし、その場合には各出席者の音声や映像等が即時に他の出席者に伝わり、適時的確な意見表明が互いにできる仕組みになっており、出席者が一堂に会するのと同等の相互に十分な議論を行うことができる環境であることを要する。

第6条〔招集権者および議長〕

- (1) 各実行委員会は、専務理事が招集し、その議長となる。ただし、専務理事が何らかの事由によりその任に当たれない場合は、専務理事が予め指定した者がこれに当たる。
- (2) 各実行委員会を構成する委員の総数の3分の2以上から会議の目的事項を示して請求があったときは、専務理事は、当該実行委員会を招集しなければならない。
- (3) 実行委員会の招集は、予め各実行委員会において定めた場合を除き、各実行委員会を構成する委員に対し、会日の7日前までに通知しなければならない。ただし、緊急の必要があるときは、この限りではない。

第7条〔権限〕

実行委員会は、JRLO と会員チームとの協議および理事会から委嘱された事項の意思決定を行う。

第8条〔定足数および決議要件〕

実行委員会の決議は、各実行委員会を構成する委員の3分の2以上が出席し、その出席委員の過半数をもって行う。

第9条〔オブザーバー出席〕

予め専務理事に届け出て承認を得た者は、議決権を有しないオブザーバーとして実行委員会に出席することができる。

第10条〔関係者の出席〕

- (1) JRLO の常務理事および業務執行理事は、実行委員会に出席し、意見を述べることができる。

(2) 各実行委員会の議長は、必要に応じて議案に関係ある者を出席させ、その意見または報告を聴取することができる。

第 11 条〔議事録〕

各実行委員会の事務担当者は、実行委員会の議事経過の要領および結果を記載した議事録を作成し、JRLO はこれを保管する。

第 12 条〔事務の統括〕

実行委員会に関する事務は、専務理事が指定した JRLO の役職員が担う。

第 13 条〔改正〕

本規程の改正は、理事会の決議に基づきこれを行うものとする。

第 14 条〔施行〕

この規程は、2021 年 12 月 10 日から施行する。